

写真貼付

| | |
|--------|--|
| 氏名 | 田口 智香子 たぐち ちかこ |
| 事務所 | 銀座共同法律事務所 |
| 住所 | 104-0061 東京都中央区銀座2-8-5 石川ビル5階 |
| 電話 | 03-3564-0020 |
| FAX | 03-3564-4750 |
| E-mail | gklo7@arion.ocn.ne.jp |

主な経歴

2001年 弁護士登録(東京弁護士会) 銀座共同法律事務所入所。
2005年から現在まで 東京地方裁判所 破産管財人
2008年から2011年 東京都労働情報相談センター相談員
2009年から現在まで 柏市開発事業等紛争調停委員会委員
2011年から現在まで 東京家庭裁判所 後見人、後見監督人等
2012年から現在まで 東京弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員
2013年から現在まで 労働法制特別委員会委員

自己紹介

①訴訟、調停で当事者の代理人として仕事をする事が多くあります。もっとも、②具体的な紛争が発生する前の段階で、一方当事者の依頼を受けて紛争予防のために仕事をする事もある。③紛争が発生した後、一方当事者の代理人として、裁判所が関与しない場面で、着地点を探しながら当事者相互の溝を埋めて紛争を解決するための地道な作業をすることもあります。①は裁判所の関与のもとで事実関係を相当程度明らかにして紛争を解決することが求められていると言えますが、そのためにはどうしても時間と労力がかかります。手続が長期間にわたる場合、当事者の精神的負担、不安が大きいことを痛感させられることもあります。他方、③は、通常、弁護士という立場では一方当事者の代理人として関与できるとどまり、代理人として紛争解決に関与することの限界を感じることもあります。このような経験を踏まえて、あっせん、仲裁による解決が適切と思われる事案について、弁護士があっせん人、仲裁人として関与することによって紛争解決を目指すこの制度を利用していただけたらと思います。

あっせん人・仲裁人としてのコメント

双方のお話を十分におうかがいし、提出いただく資料等を含めて事実関係を合理的に推測し、そのうえで、双方から納得を得られる可能性のある着地点を探したいと思えます。

経験ある分野・担当可能な分野

不動産(売買、借地借家)、遺産分割、住宅、労働、交通事故